

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 謝金・旅費等支出細則

(目的)

第1条

本細則は、日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）の活動における謝金・旅費等の支出について定める。

(日本獣医腎泌尿器学会学術集会の講演・シンポジウム等)

第2条

1. 講演に対する謝礼は、会員・非会員を問わず、原則として1件あたり50,000円とする。
2. 座長に対する謝礼は、非会員に限り、講演数にかかわらず原則として20,000円とする。
3. 非会員の講演者、講師および座長には、旅費および宿泊費を実費にて支給するものとする。

(認定審査委員会主催の講習会・セミナー等)

第3条

1. 対面またはオンラインによる講演に対する謝礼は、原則として会員は1コマあたり20,000円、非会員は30,000円とする。
2. 配信用動画を別途作成した場合には、会員・非会員を問わず、原則として1コマあたり20,000円を支給する。
3. オンデマンド講演に対する謝礼は、会員・非会員を問わず、原則として1件あたり20,000円とする。
4. 実技を教授する講習会については、会員・非会員を問わず、原則として1時間あたり30,000円とし、それを超える場合は時間数に応じて按分した額を支給するものとする。
5. 前各号において、1コマの講演を複数名で分担した場合は、担当時間数に応じて按分した額を支給するものとする。
6. 日本獣医腎泌尿器学会学術集会の枠内で実施される講習会において、講師等が非会員である場合には、原則として旅費および宿泊費を実費にて支給する。
7. 他学会の枠内で実施される講習会においては、講師等が会員・非会員を問わず、原則として旅費および宿泊費を実費にて支給する。
8. 上記第6項および第7項の取り扱いについては、認定審査委員長および会長の裁量により判断することがある。

補則

本細則の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この細則は、2025年6月1日より施行する。